

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第23号

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(盛土等の許可の申請書等) 第6条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(10) (略) (11) 盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況についての調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの調査試料採取調書（様式第2号）及び当該調査の結果を証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。） (12)～(24) (略) 4 (略)	(盛土等の許可の申請書等) 第6条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(10) (略) (11) <u>盛土等区域の土地の利用状況等の調査の結果を記載した書類（当該盛土等区域の土地の土壤が汚染されているおそれがないことが確認できるものに限る。）</u> 又は盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況についての調査のための試料の用に供された土砂等を採取した地点の位置図及び写真並びに試料ごとの調査試料採取調書（様式第2号）及び当該調査の結果を証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者が発行したものに限る。） (12)～(24) (略) 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。